

商品説明書

(平成25年3月18日現在)

1. 商品名	・総合口座
2. 取引内容	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座として、次の取引ができます。 ① 普通預金の取引 ② 定期預金、積立型預金の取引(1口1万円以上でお預入れできます。) ③ 国債(利付国債、割引国債等)、債券(地方債、政府保証債等)の債券保護預り兼振替決済口座の取引 ④ 上記②の定期預金等または③の国債等を担保とする当座貸越の取引 ・なお、普通預金単独でのご利用もできます。
3. ご利用可能な方	・個人のお客さま
4. 当座貸越取引の担保 (1) 定期預金 (2) 積立型預金 (3) 国債等公共債	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期、大口定期、期日指定定期 等 ・特典付積立<<りぼん>> 等 ・債券保護預り兼振替決済口座で管理している国債(利付国債、割引国債等)、債券(地方債、政府保証債等)
5. 貸越極度 (1) 定期預金、積立型預金担保での貸越 (2) 国債等公共債担保での貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越極度は、次の(1)(2)合計で最高400万円までです。 ・総合口座の定期預金・積立型預金の合計残高の90%の金額(ただし、上限200万円)まで利用できます。 ・総合口座の債券保護預り兼振替決済口座で管理している債券を担保に、次の金額(ただし、①②合計で上限200万円)まで当座貸越を利用できます。 ①利付債(国債、地方債、政府保証債) : 額面金額合計の80%の金額 ②割引国債 : 額面金額合計の60%の金額
6. 貸越利率 (1) 定期・積立型預金担保 (2) 国債等公共債担保	<ul style="list-style-type: none"> ・担保となる定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。(変動金利) ・店頭表示の利率となります。(変動金利)
7. 担保設定順位	<ul style="list-style-type: none"> ・貸越利率の低い順から担保とします。 ・貸越利率が同じ利率の担保については、定期預金・積立型預金、国債等公共債の順序で、担保とします。
8. 貸越利息の自動引落し	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金と同一の利息計算期間とし、利息決算日の翌日に普通預金口座から貸越利息を自動的に引落します。 ・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越利息をお支払いいただきます。
9. 貸越元金の返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金に預入または振り込まれた資金を、自動的に当座貸越の返済に充当します。 ・ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロとなるときは、その時点で貸越元金をお支払いいただきます。
10. 付加できる特約事項	_____
11. 預金保険の適用 (1) 普通預金 (2) 定期預金、積立型預金 (3) 国債等公共債	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。 ・普通預金については、別途、特約することにより、利息を無利息とし、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。 ・預金保険の対象です。預金保険については窓口までお問い合わせください。 ・適用されません。
12. 元本欠損リスクと要因	_____
13. 権利行使上の制限・中途解約の制限	_____
14. 想定されるリスク	_____
15. 当行の契約する指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である一般社団法人全国銀行協会と契約を締結しております。 《ご連絡先》 全国銀行協会相談室 0570-017109 または 03-5252-3772

16. その他の説明事項	<ul style="list-style-type: none">・ 未成年者の総合口座定期預金、債券の受入れはできません。・ 提携金融機関のATMをご利用の場合、取引金額が1万円以下の当座貸越の取引がご利用いただけないことがあります。くわしくは、窓口までお問い合わせください。
--------------	---

株式会社三井住友銀行